

川口市給水装置工事管理システム開発業務
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、川口市給水装置工事管理システム開発業務（以下、本件）に当たり、充実した機能を実現する優れたシステム構築力と安定的な運用を確保できる質の高い事業者を公募型プロポーザル方式（以下、プロポーザル）により選定するための手続等に関し必要な事項を定めるものである。

1 件名

川口市給水装置工事管理システム開発業務

2 目的

本件は、水道事業について、より一層の市民サービスの向上および事務処理の効率化を推進するとともに、新たな事務処理にも対応可能なシステムに更新することを目的とする。

3 履行期間

(1) 構築期間

令和9年3月31日まで

(2) 運用期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで（予定）

4 上限金額

総額 25,019,000円（税込）

※上記の上限金額はシステム開発に係る費用の総額とし、運用開始後の保守管理費は除くものとする。

※本件における税率はすべて10%として算出すること。

5 参加資格

プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。また、プロポーザルへ参加する者が契約締結までの間に、参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 本市に入札（見積）参加資格登録（物品）をしていること。

(3) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- (5) 民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 仮想基盤上での構築実績があり、上水道システム及び下水道システムにおいて、令和6年度以前に導入した実績を有すること。ただし、現在も継続して稼働しているシステムに限る。
- (8) 専門技術者等、十分な業務遂行能力及び、適正な執行体制を有していること。
- (9) 個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等、第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認定を受けていること。
- (10) 緊急時の保守作業に対し速やかな対応が必要なため、事業所（または営業所）が埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県いずれかにあること。

6 募集方法実施手続き及び日程

内 容	期 間 等
質問書の受付期間	令和7年7月1日（火）から 令和7年7月18日（金）午後5時15分まで（必着）
質問書の回答期限	令和7年7月25日（金）までに川口市 上下水道局ホームページ上にて掲載予定
参加意思表明書（様式1）、企画提案書等の提出期限	令和7年8月6日（水）正午まで（必着）
一次審査（書類審査）	令和7年8月19日（火）
一次審査（書類審査）結果及び二次審査（デモンストレーション及びプレゼンテーション）集合の通知	令和7年8月27日（水）
二次審査（プレゼンテーション）	予定日：令和7年9月9日（火）から 令和7年9月11日（木） 場所：川口市上下水道局 時間：詳細については書類審査後に通知
受託候補者選定結果の通知	受託候補者選定の結果は令和7年9月22日（月）までに通知予定

7 プロポーザル参加に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付方法

要件定義書等の質問は電子メールでのみ受付ける。なおメールの本文には質問内容を記述せず、別紙「質疑応答書」に内容を記載の上、添付して提出すること。質疑応答書には、回答先の担当窓口の部署、氏名、電話番号、電子メールアドレスを併記し、件名は「川口市給水装置工事管理システム開発業務：業者名」とすること。

(2) 受付先

川口市上下水道局事業部上水道維持課審査係

E-Mail 190.04030 @city.kawaguchi.saitama.jp

(3) 回答方法

令和7年7月25日（金）までに川口市上下水道局ホームページ上で公開する予定。

8 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、下記の書類を提出するものとする。なお、参加意思を表明した者であっても、参加資格を満たしていないことが判明した場合には、プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出資料

ア 参加意思表明書（有印） 1部

イ 企画提案書 13部

※ページ数は30ページを上限とする。

ウ 基本要件定義書及び対応確認書

機能要件定義書及び対応確認書 各13部

エ 仮想サーバ・ディスク仕様書 1部

オ 見積書（機器、ソフトウェア、作業費等明細を含む） 1部

カ 参考見積書（保守管理委託に関わる費用・10年分） 1部

※保守管理委託については、システム開発後別途契約を行います。また、委託契約の期間は5年ごとの更新を予定しております。

キ ライフサイクルコスト（LCC）表 1部

ク ア～キを含む電子媒体 1部

※電子媒体は、Microsoft Word、Excel、PowerPoint またはPDF形式を収録したCD-RまたはDVD-Rとすること。ただし上記ウについてはExcel形式のみとする。

(2) 企画提案書記載事項

1	会社概要および事業者としての同様案件の導入実績を記載すること。なお市区町村への導入実績を記載する場合は、直近で公開されている人口数を明記すること。また、現在稼動しているものに限る。
2	プロジェクト責任者の、本件と同様案件の導入実績 ア プロジェクト責任者と各チームリーダーの導入実績 イ 保有資格 ウ 直近5年間の実績を含む過去の導入実績
3	作業体制（プロジェクト体制、担当者名簿、作業人数） ア 配置予定人数（プロジェクト責任者、担当者等、役割分担ごとに細分して記載すること）、作業日（時間）数、及びこれらを集計した全体の作業量の見込みについて記載すること。 イ 作業人数は本市で作業が必要となる人数・期間についても明記すること。
4	システム構成 ア ソフトウェア一覧（具体的な製品名、バージョン、個数等） イ 構成の概要、特徴、イメージ図等
5	導入スケジュール案 移行方法 現行構成からどのように移行を行うか、またそれに要する期間等について
6	その他要件定義に係る対応 対応方法や運用方法、またその根拠等について
7	職員研修（実施方法、回数、時間等）
8	保守体制図、保守拠点、対応時間等
9	仕様に対する意見・要望
10	本市に求める条件 ア 導入及び保守に係る作業場所で、本市が提供すべきもの。 イ 作業用端末の持込み許可、または本市からの作業用端末の提供などがあれば、台数、スペック、必須ソフトウェア及びその理由等を記載すること。なお原則として、構築及び保守用の端末は本業務の調達に含むものとする。 ウ 導入に関する打合せ、作業立会いについて。 エ その他
11	その他 本業務の実施に関連して特に記載すべき事項や、要件定義書に記載のない提案事項等

(3) ライフサイクルコスト（LCC）表の記載事項

1	調達費：当初に必要なソフトウェア等の調達経費
2	構築費：設計、構築及び機器設置等の経費
3	運用管理費：運用するための経費（保守等）
4	その他：上記1～3に該当しない経費

※費用の積算は、構築期間及び運用期間（運用開始後10年間）とする。

(4) 提出方法

担当部署へ郵送（宅配を含む）又は持参により提出すること。

※郵送の場合は、表面に「川口市給水装置工事管理システム開発業務公募型プロポーザル応募書類在中」と朱書きすること。

(5) 提出期間

令和7年7月1日（火）から令和7年8月6日（水）正午まで（必着）

※各日午前8時30分から午後5時15分まで。

(6) 留意事項

ア 郵送にかかる費用は提出者の負担とする。また、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず失格とする。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 提出された書類は、必要に応じて複写することがある（本市及び審査での使用に限る）。

エ 提出された書類は、選考以外の目的で使用しない。

オ 川口市情報公開条例に基づく情報開示請求があった場合には、開示・不開示の判断を同条例に基づき本市が客観的に判断する。

9 審査方法

川口市の関係部局の職員で組織する川口市給水装置工事管理システム開発業務委託業者選定委員会において、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション）を実施する。

二次審査において、合計得点が最高の事業者を受託候補者とする。合計得点が最高の事業者が複数あるときは、価格評価点が最も高い事業者を受託候補者とする。

10 一次審査（書類審査）

一次審査では、提出された書類（企画提案書等）を対象に審査を行い、下記の場合には書類審査により不合格とする。

(1) 提出書類に不備があった場合

(2) 企画提案書等の内容が不十分、不明瞭、若しくは論理性を欠く場合

(3) 本市の環境では明らかに実現不可能と思われる場合

(4) 機能要件と著しく異なる場合

(5) 見積書の金額が上限金額を超過する場合

このほか、提案事業者が多数の場合は、別に定める「川口市給水装置工事管理システム開発業務評価基準」に基づき書類審査を実施し、二次審査に参加する事業者を選定する。

1.1 一次審査結果、二次審査集合時刻通知等

一次審査結果、各事業者の二次審査（プレゼンテーション）の集合場所及び集合時刻等については、令和7年8月27日（水）に通知する。

1.2 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査を通過した事業者によるプレゼンテーションを実施し、別に定める「川口市給水装置工事管理システム開発業務評価基準」に基づき審査を行い、受託候補者を選定する。なお、「川口市給水装置工事管理システム開発業務評価基準」の評価項目23（ライフサイクルコスト）を除き、1つでも0点の項目がある場合は失格とする。

(1) 日時

令和7年9月9日（火）から令和7年9月11日（木）までの間の本市が指定する日時にて行う。

(2) 場所

本市が指定する場所にて実施する（川口市上下水道局を予定）。

(3) プレゼンテーション実施方法

ア 実施時間は説明30分、質疑応答15分の合計45分以内とする。

イ 会場に入室できる事業者の人数は最大5名までとする。

ウ 本案件を受注した場合に担当するプロジェクト管理者又はシステム構築責任者が説明を行うこと。ただし、質疑応答に関しては、その限りではない。

エ 説明は提出された企画提案書に基づいて行うこと。企画提案書を抜粋したパワーポイント等をスクリーンに投影することは認めるが、追加資料の配付は認めない。

(4) 注意事項

ア 二次審査における詳細な日時、場所については、書類審査結果通知後に別途通知する。

イ プレゼンテーションには、本業務を受託した場合に実際に担当するプロジェクト責任者が出席すること。

ウ 資料による説明は、提出された企画提案書に沿って行うこととし、追加資料等の当日配布は認めない。

エ デモ機の画面やパッケージ概要書の内容をプロジェクターで表示して説明することは可能とする。なお、プロジェクターを使用するにあたっての機器は

本市が用意するが、パソコンは各事業者が持参するものとする（プロジェクターの接続端子はmini D-Sub15ピンとする。変換コネクタ等が必要な場合は事業者で用意すること）。

オ プレゼンテーションにおける提案者の発言は、録音、録画等により記録され、その内容は、本契約においても効力を及ぼすものとする。

カ プレゼンテーション中は、他の事業者等は会場に入室することができない。

キ 事業者による、会場内での録音、録画は禁止する。

ク 進行は、本市の職員が行い、説明者はその指示に従い説明等を行うこととする。

ケ 上記のほか、プレゼンテーションを阻害する行為を禁止する。

1.3 二次審査結果の通知

全ての提案事業者に二次審査結果通知を令和7年9月22日（月）までに送付することを予定している（ただし、一次審査不合格、辞退及び失格の事業者を除く）。

1.4 仕様変更の指示、契約時の注意点

以下に該当する場合には、提案内容の一部機能等について本市から書面にて仕様変更を指示することができるものとする。

(1) 導入技術による機能追加等のメリットと比較し、デメリットが大きいと判断した場合（導入技術による、運用上の制約等が大きい場合）。

(2) 事業者による導入と比べ、本市が別途調達したほうが有利な場合（Microsoft製品などを想定）。

(3) その他、本市が必要または不要と判断した機能等がある場合。

(4) 本市と受託候補者となった事業者は、企画提案書、デモンストレーション及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、必要に応じて仕様等の変更を行い、契約を締結するものとする。

(5) 実際の契約は、法令や導入するソフトウェアのライセンス体系、本市の財務事情などにより、受託候補者と協議のうえ、調整するものとする。

1.5 その他連絡事項

(1) 参加意思表明書を提出した後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を速やかに提出すること。

(2) 本事業の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。なお年は和暦とする。

(3) 提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。

(4) 審査期間中において、審査の経緯や経過等に関する質問には応じない。

(5) 仕様確認において、要件定義の内容を履行できないことが明らかとなった場

合または契約締結までに本市から指名停止を受けた場合は、契約を行わない。この場合には次点の事業者を受託候補事業者とする。

(6) 次のいずれかに該当する場合は、本市の判断により選定の前後に関わらず参加者を失格とすることがある。

ア 提出期限、提出先、提出方法が適合していない場合。

イ 市職員および当該プロポーザル関係者に対して、審査の公平性を阻害する行為が判明した場合。

ウ 参加資格に虚偽の記載が判明した場合。

(7) 本プロポーザルの実施に要する費用は、全て提案者負担とする。

<担当、問い合わせ先>

川口市上下水道局事業部上水道維持課審査係・検査係

〒332-8501 埼玉県川口市青木5丁目13番1号

電話 048-258-4132 (代表)

内線 245・242

E-Mail 190.04030@city.kawaguchi.saitama.jp